

那覇市教育委員会会議録

平成27年度(臨時会)

署名人 本仲範男

委員長 神村洋子

開催日時 平成28年3月23日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時26分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、添石幸伸委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程

(1・5は非公開)

- 1 報告1 教育長が専決したことについて 【学校教育課】
- 2 議案第45号 那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について 【学校教育課】
- 3 議案第46号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 4 議案第47号 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 5 報告2 平成27年度那覇市一般会計予算(2月補正)の確定について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俟部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、座波園美主査、伊禮道子主査、加藤和歌子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 相澤敬二課長、武富剛副参事、宇根克副参事、山下恒副参事、儀間実子指導主事、宮平佳樹主任主事、村吉博勝管理主事、棚原咲子主事

会議録作成(総務課)赤嶺明日香主査

神村委員長 平成27年度教育委員会会議臨時会を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。本日の日程1は人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について採決します。日程1については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

神村委員長 異議なしということあります。それでは日程1を非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。次の議題に移ります。議案第45号「那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。学校教育部長、お願ひいたします。

田端部長 議案第45号「那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成28年3月23日提出、教育長 渡慶次克彦。提案理由、学校教育法施行令の一部改正に伴い、那覇市就学指導委員会の名称及び組織等を改正する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては学校教育課が行います。

神村委員長 はい、お願ひします。

相澤課長 それでは簡単にご説明いたします。資料をご覧ください。この表の左側が改正前、右側が改正後となっております。まず、大きくは一つ目、「就学指導委員」という呼び方をしていたものを「指導」を「支援」という呼び方に変えるということでの変更でございます。それから二つ目は文言の整理を行っております。現在、実際に行っている担任事務につきまして、他都道府県等のものを参考にしながら、この現在行っている担任事務という事で整理しております。それから組織につきましては、第3条第2項の（1）、今回、幼稚園長という言葉を外しております。これは認定こども園になるということで外したものでございます。そして次の2ページをご覧ください。第4条の委員の任期につきましてこれまで「2年とする」ということでございましたが、今回「2年以内とする」ということで変更しております。これにつきましては現在、7月で委員の任期が変更になっておりますが、現状3月31日から4月にかけて特に教員関係の委員の異動等がありまして、そうなると4月に異動して7月に一堂委員の委嘱をしてまた再度というふうなことが起こっておりますので、それを2年以内とすることでその調整が上手いくということで変更しております。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきますが何かございましたらご質問のほうをお願いします。

神村委員長 この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。はい、饒波委員。

- 饒波委員 学校教育法施行令の一部改正に伴い、というところがあったんですけど、その改正について少し情報をいただければと思います。
- 神村委員長 はい、お願ひします。
- 宇根副参事 平成25年9月に学校教育施行令が改正されまして、障がいのある子ども達の就学に当たっては、就学指導委員会のほうで決定したものが優先されて参りましたけれども、那覇市に関しましてはそれまで保護者の意見を尊重しておりました。その施行令の中で保護者の意見を最大限尊重するようにという部分がございました。それから同じ年の10月に文部科学省の初等中等局長からの通知の中で同じように障がいのある子ども達の就学先に当たっては保護者の意見を尊重すること、それから専門家の意見を聴取すること、それからこれまで就学指導委員会としていたものを教育支援委員会に改めることが望ましいという通知がございました。那覇市のほうでも教育支援委員会という名称を検討したんですけども、教育支援という名称はほかの特別支援とまた違ったものも含んだ内容になって参りますので、那覇市の場合は就学支援委員会という名称にしたいと。ちなみに県のほうも就学支援委員会という名称でございます。以上です。
- 饒波委員 わかりました。
- 神村委員長 ほかにございますか。はい、本仲委員。
- 本仲委員 1ページの第2条の第1号から5号、これが右側の1号から4号に変わっていますよね。具体的にどのように変わっているのか、これが一点。もう一点は昨年度スタートの段階で、例えば市町村の就学指導委員会の意見がそのまま県として認められていたのが、県から昨年は専門家の意見であるとかいろんな資料を求められて、学校現場が困った、あるいは教育委員会が困ったような経緯があるんですよね、それとの整合性はとれているのかどうか。
- 宇根副参事 最初の担任事務の件ですけれども、具体的には内容はほとんど変わっておりません。現在委員がやっている担任事務を整備した感じです。左のほうの以前の改正前のものだと、関連機関との連携というのがありますけれども、これは、実際は事務局がやるものでしたのでこちらは外してあります。ほかの教育相談の実施、就学のための判定、それから特別支援教育の推進というのはこれからも続けて参ります。それから二つ目の整合性ということですけれども、これは儀間のほうから説明いたします。
- 儀間指導主事 一昨年度末に診断書事案がありました。大変現場が混乱いたしました。つまり平成25年末にその診断書事案が出てきて混乱しました。平成26年度の5月に県の学校人事課のほうから出して、それについては従来どおり必要な障害種のみの診断書を必要とする、その他について特に自閉情緒学級の設置に向けての診断書が必要ということで慌てて精神科医とか心療内科医に駆け込んだケースがあつ

- たんですが、それは求めないという通知が届きました。
- 本仲委員 ということは今までと一緒にということですか。
- 儀間指導主事 今までと一緒にで市町村の就学指導委員会の専門家による判断を根拠にすると、特に診断書は問わないということになっておりますので。
- 本仲委員 私達も校長会の関係で、この辺はかなり現場が混乱したというので県にはある意味苦情めいたことを言ったんですけど、それからもう一つ県にお願いしたのはやっぱり子ども達の様子を見ているのは学校現場であり教育委員会であるので今までどおり認めるところは認めていてほしいと、担当が代わったからこういうことになるんですかというような話をしたんですよね、だからこの辺のスタンスはかなり堅持してほしいなという感じはするんですよね。学校現場が非常に困ってきます。以上です。
- 神村委員長 県立にするということですか。県立に移る時の。
- 儀間指導主事 違います。公立の小中学校における自閉情緒学級の設置に関して、自閉情緒と知的障がいの子達を混在しているケースがあったということで、その根拠となるのは何かという時に人事課のほうがいろいろと県立の特別支援班と相談して根拠となるのは医師の診断書であるというアドバイスをもらったようなんですね。それにもとづいて医師に診断書をもとに自閉情緒と判断しようとが学校現場においてきたんですが、それで大変混乱いたしました。
- 神村委員長 一人からでも設置ができるというのは。
- 儀間指導主事 今年度からです。
- 神村委員長 これとの絡みではなくて。
- 儀間指導主事 はい。
- 本仲委員 いわゆる5名が基準で次に3名に変わって1人ということになった訳ですよね。
- 儀間指導主事 そうです。
- 本仲委員 これは非常に学力との関係で凄く強いと思うので、市町村も県にこうやって申請を出す機会がありますでしょうから、そういうことをきちんと話をしてほしいと思いますよね。
- 神村委員長 よろしいですか。
- 宇根副参事 1人からの設置というのは平成28年度からです。
- 儀間指導主事 今年度申請からです。
- 神村委員長 はい、饒波委員。
- 饒波委員 それでちょっと関連するんですけれども、第2条の第1項ですか、今まででは審議会が判定していたと思うんですけど、新しくなって委員会が判断に関することをということなんですけれども、最終的に決定するのはどの機関が決定することになるのでしょうか。

- 儀間指導主事 最終的に決定するのは市町村教育委員会です。これはあくまでも諮問機関なので参考にする意見です。それをもとに所属長が保護者に伝えて保護者が判断します。意見書としてそれを受け相違も出て来るんですよ。それに関しては就学指導委員会、今度改まって就学支援委員会のメンバーも含めて教育相談を行います。その就学先決定に関して。いろいろ話し合いをして合意形成のもと、最終決定をするのは市町村教育委員会になります。
- 饒波委員 それじゃ、元々そうだったんですか、判定は審議会でやるけれども決定は教育委員会でやると。はい、わかりました。
- 神村委員長 ほかにございますか。ほかにございませんので、それでは議案第45号「那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし
- 神村委員長 議案第45号「那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について」は可決いたしました。続いて議案第46号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。伊良皆生涯学習部長、お願いいいたします。
- 伊良皆部長 それでは議案第46号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定する。平成28年3月23日提出、教育長 渡慶次克彦。提案理由、学校教育部学務課の昼窓対応職員の休憩時間を定める。また別表の整備その他字句の整備を行う必要があるため、この案を提出する。詳細につきましては総務課のほうでご説明いたします。
- 神村委員長 課長、お願いします。
- 山内課長 ご説明いたします。那覇市の職員の勤務時間などにつきましては、「那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」でございまして、この条例とそしてこの条例の施行規則で定められております。勤務時間は8時半～17時15分まで、そのうち12時～13時までを休憩時間、そして日曜日、土曜日を週休日にするというふうに規定されています。しかしながら公務の運営上の事情等によりまして、どうしてもこの規定によることが困難な場合が生じてきます。そこで公務運営上この規定によることが特別困難な、特別な勤務に従事する職員につきましては、この規定にかかわらず各任命権者、教育委員会の場合は教育委員会において規則を定めて勤務時間などを別に定めることができるということになっています。この特別な職員の勤務時間を定めた規則がこの「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則」でございます。本議案はこの規則の一

部を改正するために提案しておりますけれども、改正の主な内容としましては、この特別な勤務に従事する職員に学務課の職員を追加するものでございまして、学務課職員の休憩時間を新たに別表によって設定、規定するものでございます。詳細につきましては副参事の平良のほうから説明いたします。

神村委員長

はい、お願ひいたします。

平良副参事

学務課のほうでは現在、転入転出生それから就学援助の受付等、市民対応で昼間も窓口を開けております。この時間帯の保護者の方たち、市民の方たちがかなり増えていることもあります。今回、今までやつてはいたんですけど、これをきっちりと規則のほうで定めて、それから休憩時間のほうもちゃんと別に定めることで業務をしっかりとやっていきましょうということになっております。併せて字句の整理とそれから別表の整理を行っております。資料のほうですが、まず表のほう、改正前、改正後とございますが中身のほうで下線が引いてあります。

「割振り」と言う文字がございましてこれ今3文字になっておりますが、改正後は4文字になっております。これはどうしてかと言いますと、法規の用語では4文字のほうがこういった表現は適当であるということで、これも法規グループのほうとも調整して4文字に直しております。こちらのほうは別表のほうでもいくつかございまして、その別表のほうでもこの3文字の部分を4文字のほうにそれぞれ直してございます。あと那覇市教育委員会等の組織に関する規則第5条の中に部、課等の設置というのがございますが、この表に合わせてそれぞれ市民スポーツ課と生涯学習課を入れ替えております。この第5条のほうでは生涯学習課のほうが先にきておりまして、今までではちょっと逆になっていたものですからこれを直してございます。先ほど説明した学務課の休憩時間を定めておりますので、教育相談課の下に学務課のほうを持ってきております。最後に表の中のほうに字句等の整理を行っておりますが、まずは改正前のほうで例えば休憩時間、いちばん右側の表なんですが、「勤務時間の割振りが（1）の場合において」という部分の「において」、それから市民スポーツ課もそうですね、（2）の場合も「において」とか、それから最後の表現の仕方で「する」というふうになっておりますが、これがうちの法規グループのほうとも調整をいたしまして、ほかの規則との表現とも合わせてこのほうを「において」を「あって」とか、それから「休憩時間とする」としていたのをこの「する」というのを削除して、定める何時間という時間で区切ったというような表現にしております。今回、改正後のほうで学務課に勤務する職員について追加で入れておりますが、週休日を日曜日、土曜日にしております。勤務時間の割り振りにつきましては月曜日～金曜日まで8時30分～17時15分まで、休憩時間が11時～14時までの間で所属長の定め1時間というこの部分を追加で入れております。以上でございます。

- 神村委員長 詳しく説明がありましたけれども、この件についてご質問、ご意見がございましたらお願ひします。よろしいですか。ご意見がありませんので、議案第46号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし
- 神村委員長 異議なしとのことですので、議案第46号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。では次参ります。議案第47号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。はい、生涯学習部長、お願ひします。
- 伊良皆部長 議案第47号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を別添のとおり制定する。平成28年3月23日提出、教育長 渡慶次克彦。提案理由、平成28年度の市長部局の組織改正及び行政不服審査法の全面改正に伴い、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則について、別表の整備その他字句の整理を行う必要があるため、この案を提出する。1ページ以降につきましては総務課でご説明します。
- 神村委員長 はい、課長お願ひします。
- 山内課長 説明いたします。まず本議案の那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則と国の行政不服審査法の関連性について簡単に説明をさせていただきます。1ページの下のほうに改正前の別表第1の2項でございますけれども、ご覧になつていただけますでしょうか、教育委員会は那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関するこの規則によりまして、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申し立ての受付及び受理に関する事務、これを市長事務部局に委任しております。教育委員会の権限を市長事務部局に委任しております。同じく3項をご覧ください。これは個人情報の開示の件ですけれども、個人情報の開示等の請求また請求に関する処分に対する不服申し立ての受付及び受理に関する事務、これも市長事務部局に委任しております。ここで不服申し立てという文言がございますけれども、公文書の公開に関する不服申し立てまたは個人情報の開示に関する不服申し立て、この不服申し立てにつきましては、ともに国の行政不服審査法にもとづき規定されているものでございます。その国の行政不服審査法が全面改正されまして、平成28年4月1日から施行されることになっていることで、それに伴つて本規則の改正を行う必要が出てきた次第でございます。今回の規則改正の内容について簡単にご説明いたしま

すと、大きく二つの改正ということでございます。一つは今申し上げました国の行政不服審査法の全面改正に伴う字句の整備でございます。改正によりまして法で規定されていました不服申し立ての種類、文言が原則として審査請求という文言に一元化され統一されました。以前は不服申し立ての種類として異議申し立てとか審査請求とか不服申し立て、このような種類のものがございましたけれども、これは新しい法律では審査請求という文言に統一されて一元化されました。これを受けまして本規則におきましても不服申し立てという文言を審査請求という文言に修正し整理するものでございます。もう一つは、平成28年度の市長事務部局の組織改正がございまして、新しい行政不服審査法に規定されているこの審査請求の受付、受理を委任している担当課が変わることになりましたので、それに伴って整備を行うものであります。概要は以上でございますが、詳細については担当の伊禮のほうから説明いたします。

神村委員長

はい、お願いします。

伊禮主査

まず1ページのほうをご覧ください。上の改正前、改正後という表がありますがこの4条の1項の下線が引かれている部分、こちら教育長委任規則を引用している条項なんですが、この教育長委任規則のほう第2条が1項建てだったものを2項建てとしたために、第1項という限定する字句を入れております。続いて改正前の別表第1のほうをご覧ください。第2項ですね。「施行に関する事務のうち、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申し立て」、こちら委任する職員略とされておりますが総務部長のほうに委任しております。3項のほうも同じですね。個人情報の開示、訂正等の受付は同じように総務部長に委任しております。この2項、3項の事務を具体的に処理していた課が総務課の市政情報センターというところだったんですが、これが4月1日組織改正で市政情報センターの所属が総務部総務課から市民文化部のほうに移動になります。それと審査請求に関する不服申し立てとか審査請求に関する受理の業務全般は総務部の法制契約課というところに、新しい課ができるんですけども、そちらのほうで担当ということになります。資料3ページのほうをご覧いただきたいんですけども、那覇市の情報公開条例と個人情報保護条例を抜粋しております。公文書の公開を請求する権利、第5条のほうで権利の受付に関しては市政情報センターというふうになっております。19条に救済手続きですけども、審査請求の受付、受理の担当は法制契約課のほうになっております。個人情報保護条例のほうでも開示請求する権利ですか、個人情報の訂正を請求する、利用停止の請求など受付受理は市政情報センターのほうで行うことになっております。それに対してまた処分があったことに対して不服がある場合は法制契約課のほうで受付をすることになります。改正後の別表第1のほうをご覧ください。2ページです。

委任する事務の1～3項に対応する委任する職員は略となっていますが、こちら総務部長になります。総務部長に委任するものは、那覇市情報公開条例第19条第1項の審査請求、この受付及び受理に関するものは総務部長。個人情報保護条例の第20条第1項の審査請求に関する受付及び受理も総務部長のほうに委任することとなります。4項～7項に対応する委任する職員というのはこちら市民文化部長になっておりまして、6項、7項を今回追加しております。市政情報センターが市民文化部に移動することに伴って、6項、7項のほうを追加しています。情報公開条例の公開、情報公開の請求の受付及び受理に関する事務と個人情報保護条例の12条、13条、15条及び15条2の規定による請求の受付及び受理に関する事務は市民文化部長に委任することとなります。改正前に不服申し立てと表記していた文言に関しては審査請求に改めております。改正前は事務を別記していたんですけども、公文書の公開請求に関する事務ですか公開請求に関する処分に対する不服申し立ての受付及び受理に対する事務という事務のほうを引用していたんですけども、改めて今回は条文第19条第何項の事務の審査請求というふうに改めております。これは全庁的に、ほかの政機関等も同じように委任をしているんですけども、みんなこういう表記を統一しようということでこちらのほうに改めるものです。私のほうからは以上です。

神村委員長

この件について、ご質問、ご意見ございましたらお願ひいたします。はい、饒波委員。

饒波委員

2ページの改正後の6、7が追加になったということですけども、これまでこれは多分、受付のところだと思うんですけども、受付でものによっては門前払い、簡単なことで言えば、というようなことができますよということで、以前、2014年にちょっと問題になって、その審査の委員の沖国大の教授が辞められた、それじゃあ情報公開になってないということで辞められたといきさつもあったんですけど、この6、7は元々あったと思うんですけど、それはどこが担当するんですか。

伊禮主査

これは市政情報センターのほうで総務部のほうで担当しています。

山内課長

よろしいですか。内容としては改正前と改正後とは変わらないですね。要は組織改正と例えば公文書の公開請求とこの公開請求に対する処分に対する不服申し立て、審査請求ですけども、その受付する場所が今まで一つだったんですけど、それを公文書の公開請求する部署とそれに対する不服がある場合の審査請求する部署が代わった、別の部署で受付するということの内容です。

神村委員長

はい、饒波委員。

饒波委員

全庁的にそういう流れで、教育委員会だけじゃなくてということですか。

山内課長

そうです。

- 饒波委員 わかりました。
- 神村委員長 ほかにございますか。はい、添石委員、どうぞ。
- 添石委員 今、説明を聞いて理解できますけれど、一般の市民の方ってよくわかりにくいと思いますけれども、まずはこういう案件というのは、どう問い合わせをしていらっしゃるのでしょうかね。一般の市民の方は。
- 伊禮主査 全庁的には、まずは市政情報センターというところでこういった情報公開とかの受付を行いますので、そちらのほうに一元化される形にはなっております。それがされましたらこういった受付が受理されましたが、受付受理されましたということで委員会のほうに引継ぎがありまして、そこからまた委員会のほうで事務を処理していくという形になるんですけども。受付の窓口はやっぱり普通の請求に関するものは市政情報センターで一元化されます。不服申し立てに関するものは法制契約課というところで一元化されることになります。
- 添石委員 最初の窓口は市政情報センターですか。
- 伊禮主査 そうですね。
- 神村委員長 よろしいですか。はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。では議案第47号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし
- 神村委員長 異議なしとのことですので、議案第47号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。次の日程5は予算に関する案件であるために、非公開にすることが適当であると思われます。日程5については非公開としてよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし
- 神村委員長 それでは日程5は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。
- ～ 非公開 ～
- 神村委員長 非公開を解きます。以上をもちまして、平成27年度教育委員会会議臨時会を終了いたします。

案件の審議結果

報告1	教育長が専決したことについて	承認
議案第45号	那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第46号	特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第47号	那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決